４　１及び３については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者の主治医から精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該精神科特別訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合には、注１及び注２の規定にかかわらず、１月に１回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

５　次のいずれかに該当する指定訪問看護を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定額の100分の50に相当する額を加算する。

イ　訪問看護ステーションの保健師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が１時間以上である利用者に対して指定訪問看護を行い、次のいずれかに該当する場合

⑴　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行う場合

⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合

ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護ステーションの保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対して指定訪問看護を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

⑴　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの移動にかかる時間が30分以上である利用者に指定訪問看護を行う場合

⑵　最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護ステーションの所在地から利用者の家庭までの往復にかかる時間及び指定訪問看護の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合

６　１及び３については、利用者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る。）の指示に基づき、訪問看護ステーションの保健師等が緊急に指定訪問看護を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　月14日目まで　2,650円

ロ　月15日目以降　2,000円

７　１及び３については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護ステーションの保健師等が、長時間にわたる指定訪問看護を行った場合には、長時間精神科訪問看護加算として、週１日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週３日）を限度として、5,200円を所定額に加算する。

８　１及び３（いずれも30分未満の場合を除く。）については、訪問看護ステーションの保健師又は看護師が、当該訪問看護ステーションの他の保健師等、看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名精神科訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注12に規定する複数名訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。ただし、ハの場合にあっては週１日を限度として算定する。

イ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師又は作業療法士と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　同一建物内１人又は２人　4,500円

②　同一建物内３人以上９人以下　4,000円

③　同一建物内10人以上19人以下　3,400円

④　同一建物内20人以上49人以下　3,000円

⑤　同一建物内50人以上　2,700円

⑵　１日に２回の場合

①　同一建物内１人又は２人　9,000円

②　同一建物内３人以上９人以下　8,100円

③　同一建物内10人以上19人以下　6,880円

④　同一建物内20人以上49人以下　6,070円

⑤　同一建物内50人以上　5,460円

⑶　１日に３回以上の場合

①　同一建物内１人又は２人　14,500円

②　同一建物内３人以上９人以下　13,000円

③　同一建物内10人以上19人以下　11,050円

④　同一建物内20人以上49人以下　9,750円

⑤　同一建物内50人以上　8,770円

ロ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　１日に１回の場合

①　同一建物内１人又は２人　3,800円

②　同一建物内３人以上９人以下　3,400円

③　同一建物内10人以上19人以下　2,800円

④　同一建物内20人以上49人以下　2,500円

⑤　同一建物内50人以上　2,200円

⑵　１日に２回の場合

①　同一建物内１人又は２人　7,600円

②　同一建物内３人以上９人以下　6,800円

③　同一建物内10人以上19人以下　5,600円

④　同一建物内20人以上49人以下　5,000円

⑤　同一建物内50人以上　4,400円

⑶　１日に３回以上の場合

①　同一建物内１人又は２人　12,400円

②　同一建物内３人以上９人以下　11,200円

③　同一建物内10人以上19人以下　9,220円

④　同一建物内20人以上49人以下　8,230円

⑤　同一建物内50人以上　7,240円

ハ　所定額を算定する指定訪問看護を行う保健師又は看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に指定訪問看護を行う場合

⑴　同一建物内１人又は２人　3,000円

⑵　同一建物内３人以上９人以下　2,700円

⑶　同一建物内10人以上19人以下　2,100円

⑷　同一建物内20人以上49人以下　1,900円

⑸　同一建物内50人以上　1,600円

９　１及び３については、夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算、区分番号０１の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定する利用者（同一建物居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、１日につき、いずれかを所定額に加算する。

イ　同一建物内１人又は２人　2,100円

ロ　同一建物内３人以上９人以下

⑴　月15日目まで　2,100円

⑵　月16日目以降　1,900円

ハ　同一建物内10人以上19人以下

⑴　月15日目まで　1,800円

⑵　月16日目以降　1,300円

ニ　同一建物内20人以上49人以下

⑴　月15日目まで　1,200円